

古賀市職員の懲戒処分について

次のとおり古賀市職員の懲戒処分を行いましたので、これを公表いたします。

- (1) 所属 建設産業部
- (2) 職名 主任主事
- (3) 性別 男性
- (4) 年齢 30代
- (5) 処分内容 懲戒処分「免職」
- (6) 処分年月日 令和6年8月8日
- (7) 事案の概要

①端緒

令和6年3月、令和5年度分の会計報告準備のため、令和5年度の会計責任者が通帳を確認したところ、令和3年8月から令和4年8月までの間において、数十万円単位のお金が繰り返し引き出され、総額が高額であることを確認したことによるもの。

②その後の経過

- ・ 令和6年5月15日、分団から古賀市及び消防団に対して報告
- ・ 5月16日から8月5日までの間において、市・団は被処分者と当時在籍していた分団の全団員に対してヒアリング調査及び被処分者への口頭審理を実施
- ・ 被処分者は、同年5月17日に100万円、5月24日に196万9,873円を分団に対して返済
- ・ 6月12日、分団は警察署に被害届の提出について相談。全額返済済みであること等を考慮し、被害届を提出しないことや刑事告訴を行わないことを決定

③ヒアリング調査及び口頭審理等により判明したこと

- ・ 被処分者は、令和3年度に会計を担当。引継ぎの関係等から、実質的に会計を担当した令和3年8月から令和4年8月までの間において、11回にわたり366万円を引出し
- ・ 使途不明金は296万9,873円
- ・ 被処分者は、始終使途不明金は分団活動のためにすべて支出したが、詳細は覚えていないとの説明を繰り返し、分団活動のために支出したことを裏付ける領収書等の提出は一切されていない。
- ・ 被処分者以外の分団の全国員からは、被処分者が主張する分団活動のための支出を裏付ける証言は一切得られていない。